

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際熱帯木材機関(ITTO)	
3 拠出先の概要	
国際熱帯木材機関(ITTO)は、国際熱帯木材協定(ITTA)に基づき 1986 年に設立された国際機関。加盟国は、73 か国(うち熱帯木材生産国 36 か国・熱帯木材消費国 37 か国。世界の熱帯林の8割以上、熱帯木材貿易の9割を占める)及び EU。本部は日本(横浜市)に所在。ITTO の設立目的は、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営の促進。 なお、外務省から ITTO に対して、本件拠出金とは別途に、事務局コア予算に充当する分担金を拠出。	
4 (1) 本件拠出の概要	
ITTO は、上記3の機関の目的を達成するため、加盟国や民間企業、ファンド等からの拠出金により、加盟国を支援するプロジェクト、熱帯木材・熱帯林に関する政策活動等の取組を実施。本件拠出金は、地球規模課題に関する国際協力等の外交上の観点から、特に広域にわたる森林劣化が顕著とされている熱帯木材生産国の持続可能な森林経営の促進、持続的・合法的な木材関連貿易の推進や違法伐採対策、地域住民の生活向上支援等にかかる分野におけるプロジェクト等に充てられる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	15,000 千円
令和2年度当初予算ベースの場合、ITTO における日本の拠出率は 44.6%、拠出順位 1 位(本件拠出金に加え林野庁拠出金 76,000 千円含む。)	
令和3年度当初予算額	14,728 千円
各ドナーからの拠出額は例年 11 月頃に開催される理事会で公表されるため、令和3年度の拠出率及び拠出順位は現時点(2021 年4月時点)で未確定。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力(モニタリング)」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」、「測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」を達成するための手段の1つと位置づけている(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 443～445 ページ参照)。
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は世界有数の熱帯木材輸入国(ITTO 設立当時は世界第1位、現在は第2位)であり、この分野での貢献を示すために ITTO 本部を誘致。本件拠出により ITTO への積極的な支援を示すことで、地球規模課題を解決する経済活動を重視する日本のホスト国としての国際的評価を確保。 熱帯林は世界の森林の約半分を占め、CO2 吸収源や生物多様性の宝庫としてのその重要性が注目される中、世界の熱帯林と熱帯木材貿易の大部分を網羅する ITTO において、その設立目的(拠出金等の概要3)や取組(2-2に記入)の潜在価値がますます高まっている。 こうした重要な役割と活動を担う ITTO に対しては、外務省から加盟国義務である分担金(理事会経費や職員給与等のコア予算に充当)、林野庁及び横浜市から事務局設置経費等を拠出。これに加え、外務省及び林野庁からそれぞれ任意拠出金を拠出しており、日本からのそれぞれの拠出に相互補完性をもたせ相乗効果をあげるべく活用されてきている。 具体的には、ITTO は近年重要性を増す持続可能な商品サプライチェーンの主導機関として、情報収集が困難な途上国や熱帯木材の市場貿易データの収集・公表を行っており、また、民間企業のニーズを取り入れるべく、民間セクターが参画し提言を行うユニークな組織構造を持っている。そのため、ESG に取り組む日本企業にとって、ITTO の情報や政策対話の場はますます有用となり、ITTO への支援は地球規模課題の解決と経済活動の両立を目指す日本企業への後押しとなる。したがって、本件拠出を含めた日本からの支援により、気候変動対策や生物多様性保全といった日本の環境外交政策の重要分野で日本の官民のプレゼンスをアピールすることが可能となる。 さらに、ITTO ではプロジェクト出資国が明らかにされるため、本件拠出は被支援国にとって日本の顔が見える支援となり、36 か国の ITTO 熱帯木材生産国との良好な二国間関係にも寄与。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
・日本は、理事会運営を事前に調整する IAG (Informal Advisory Group) 及び理事会期間中に運営調整を行うビューローグループのメンバーとなっている(いずれも理事会議長や委員会の議長等が構成員であるが、日本はホスト国として参加)。 ・日本は、プロジェクトの案件選定を行う専門家パネル及び事務局長選挙にかかる事務局長選出パネルのメンバー(それぞれ木材消費国グループ、木材生産国グループから6か国ずつ参加)となっている。 ・さらに、日本は、ITTO の主要な検討課題の1つである新たな資金調達構造にかかるワーキンググループ(木材消費国グループ、木材生産国グループからの8名で構成)のメンバーとなっている。 ・なお、理事会の決定はコンセンサスを基本としているが、投票が必要となる場合は、各国に配分される票数により投票が行われる。木材消費国の票数は過去5年間の熱帯木材輸入量に比例して配分されることとなっており、加盟国全票数 2,000 のうち、日本の票数は 144 (中国の票数 291 に次いで第2位)となっている。 ・このほか、ホスト国としての地理的な優位性を活用して、事務局との情報・意見交換を実施し、日本の意向を ITTO の活動に反映。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2019 年5月、ITTO の本部がある横浜市を選挙区とする菅官房長官と面会し、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)の成功に向けた連携、日本企業との連携や日本人職員の採用等について意見交換を実施。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

【日本企業】

- ・ITTO は、木材生産国における合法性確保(法規制、森林認証取得、木材トレーサビリティの構築等)を支援。これにより、クリーンウッド法の下で求められる日本の企業(輸入事業者)による合法性確認の負担を軽減。
- ・ITTO は、熱帯木材の市場状況に関するレポートを隔週で発行し、世界中の熱帯木材や木材商品の価格、市場傾向、取引に関する情報を発信しているほか、貿易フローや価格動向等について隔年レビューや年間報告書にて分析を行っており、日本の関連企業がこれらの情報を利用。
- ・また、2019 年8月には、日本林業協会主催のセミナーにおいて、ITTO から世界の熱帯木材貿易の動向について発表(民間企業から 30 名以上が参加)。

【地方自治体】

- ・横浜市(ホストシティ)は、ITTO 事務所賃借料及び横浜で開催する ITTO 理事会費用等を負担し、一般職(G レベル)の日本人職員を派遣。

【地域社会】

- ・2019 年7月、横浜市新荏田地区社会福祉協議会にて、SDGs 達成における熱帯林の役割をテーマとした講演を実施し、市民と意見交換。
- ・2019 年8月、横浜市で開催された「2019 子どもアドベンチャー」に参加し、子ども達が木や森林を身近に感じられる機会を提供(約 400 名が参加)。
- ・2020 年2月、「よこはま国際フォーラム」にて熱帯林と ITTO の SDGs への寄与について発表。

【大学】

- ・2019 年9月、同年に横浜で開催された TICAD7 のポストイベントとして創価大学で開催されたシンポジウムに ITTO 事務局長がパネリストとして登壇。
- ・2020 年2月、創価大学と覚書を締結し、出版物等の共有、講演等の共同開催、ITTO での創価大学学生のインターンシップについて合意。

【その他】

- ・2020 年1月、森林総合研究所、国際協力機構(JICA)、森から世界を変える REDD+プラットフォームとともにセミナーを共催。

1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日本は、ホスト国としてITTOに対して加盟国中で最大額の支援を行いながら、ITTOへの拠出を通じて2-2のとおり実績を上げ、1-2に示すとおり、ホスト国としての地理的優位性を利用して、事務局との情報・意見交換を逐次実施し、ITTOに対して積極的に関与してきた。

また、ITTOは、2019年から2020年にかけて、今後の活動の多角化及び資金の多角化を見据えた新しい資金メカニズムを構築すべくワーキンググループを立ち上げたが、日本はこの立ち上げから中身の議論に至るまで深く関与することで、日本の意向を反映しながら、ITTOの組織改善に貢献してきた。また、これに関連して、日本は他機関(地球環境ファシリティ(GEF)、生物多様性条約(CBD)、国連森林フォーラム(UNFF)等)にも参画する加盟国として、ITTOの他機関との連携促進を側方支援しながら、ITTOのプレゼンス向上に資する情報をITTOに提供してきた。

このように、ホスト国としてITTOを最前面で支援することで、熱帯林にかかる環境課題への国際貢献を示すことが

でき、中期目標に挙げられている外交目標に対し相応の貢献をしたと総括できる。

なお、本件拠出金(ITTO任意拠出金)とITTOへの分担金は、令和3年度外務省行政事業レビューの公開プロセスにおいてレビューを受けており、日本国内におけるITTOのプレゼンス向上の必要性等の指摘を受けたところ、今後しかるべく取り組んで参りたい。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【評価期間内に終了した拠出事業・活動】

評価期間内に終了した事業・活動は8件。事業例は以下のとおり。

- ・2015 年に、ベニンのラムサール・サイトにおける森林再生と地域住民の生活向上、持続可能な管理体制の構築を目的としたプロジェクトに拠出(2020 年終了)。このプロジェクトにより、計画時(60 ha)以上の 68.5 ha の森林が再生したほか、森林生産システムを改善し、苗木生産や再植林による収入活動を創出したことにより、プロジェクト以前にはなかった 85,000 米ドル以上の経済収入が地域住民にもたらされたことが報告された。
- ・2015 年に、パナマで、違法伐採木材が相当量流通している状況を改善することを目的としたプロジェクトに拠出(2020 年終了)。このプロジェクトで、地方政府のガバナンス強化、チェックポイントの創設などの木材監視体制の構築、木材の履歴追跡システム(トレーサビリティ)の導入を実施した結果、実施地区における違法木材の積み込みが 90%減少したことが報告された。

【評価期間内に開始した拠出事業・活動】

評価期間内に開始した事業・活動は 11 件。事業例は以下のとおり。

- ・2019 年に、国際市場における法的要請への民間セクターの対応能力を向上する事業に対して拠出。本事業においては、2019 年中に、世界資源研究所と世界木材会議、FAO と共同で、ペルーの森林産業の民間企業を対象に、森林における法令遵守の徹底を図るための研修を2回実施済み。また、2020 年に開催予定であったグアテマラでの研修はコロナ禍により延期され、コロンビアでの研修はオンラインに切り替えて今後開催予定。
- ・2020 年に、インドネシアおよびペルーにおいて森林火災に対する予防・応答体制の構築することを目的としたプロジェクトに対して拠出。本事業では、地域コミュニティや政府機関へのトレーニングをはじめ、各ステークホルダー間の連携促進や森林火災監視システムの構築等を支援し、近年両国で深刻化する大規模森林火災の抑制および早期対処を目指す。現在、コロナ禍により執行が遅れているものの、適宜オンラインへの切り替え等を実施しながら実施中。
- ・2020 年に、ITTO で同年に出版された Forest Landscape Restoration (FLR; 森林を生態学的に回復し、水や資源の利用を取り戻すことで地域住民の生活を向上する森林景観再生)ガイドライン普及のための広報資料作成や、国際的な FLR イベントへの参加、各3生産地域におけるワークショップの開催経費等活動に拠出。本件拠出により、世界的に主流となりつつある景観アプローチによる土地の回復において、ITTO が今後ますます存在感を発揮することが可能となる。本活動は今後開始予定。
- ・2021 年秋に開催予定となっている生物多様性条約第 15 回締約国会議(CBD COP15)に ITTO が参加し、サイドイベントを開催する経費に対して 2020 年に拠出。本件拠出により、2021 年1月に更新した ITTO と CBD 事務局の覚

書をもとに CBD 事務局との連携を深めるほか、生物多様性分野における ITTO の経験を共有し、この分野へのコミットメントを示すことが可能となる。本活動は今後開始予定。

【評価対象期間前に開始され、継続中の拠出事業】 9件

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

定期的に行われる各プロジェクトの運営委員会に参加し、また ITTO に随時状況確認を行いながら、必要に応じて適時の報告書提出や情報提供を求めたほか、2021 年3月にはプロジェクト実施国の在外公館を通じ、直接現地政府からプロジェクトの進捗情報の提供を求め、進捗把握を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年2月(2018 年2月時点分) ・ 2019 年11月(2019 年11月時点分) ・ 2020 年4月(2020 年4月時点分) ・ 2020 年11月(2020 年11月時点分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年5月頃

3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点

本件任意拠出金はプロジェクトの実施に充当される。プロジェクトごとに実施期間が異なるため、ITTO は、実施中のプロジェクトの進捗状況及び完了したプロジェクトについて理事会に報告するとともに、各プロジェクトのドナーの求めに対し、年2回プロジェクトの進捗状況を報告しており、外務省はこれらの報告を確認している。なお、上記報告においては、特段問題は認められなかった。また、それとは別に、各プロジェクトの年間監査報告書は期末から3か月以内、最終監査報告書はプロジェクト完了から4か月以内に提出されることとなっており、プロジェクトに残金が発生した場合には、毎年7月頃に各ドナーに報告される。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

ITTO は、2015 年の当時の事務局長らの不適切な投資により発生した損失問題を経て、2017 年以降、抜本的なガバナンス・監査・組織改革を行い、世界4大監査法人である Ernst & Young 下の新監査体制の下、内部統制レビュー等を受け、特段の指摘事項なしとの査定結果を得ており、また、財政運営・報告に関しては、近年、理事会メンバーからも良いレビューを受けているところ。

改革は継続的に行われており、例えば、2019 年11月の理事会においては ITTO の財政規則が改定され、多くの日本企業では同一監査法人が長期間にわたり監査を行っている実態にある中、ITTO では監査法人の独立性、監査の質の保持、監査コストの低減を考慮して、5年ごとに監査体制を抜本的にレビューする体制にしたことは画期的なことである。

また、2020 年には、事業実施地域で選ばれた監査法人の信頼性が低い等疑われるケースリスクに配慮し、国際基準及び ITTO 規則に適合する形で詳細な報告を求める新しい監査枠組みが構築された。例えば、先進的なグロー

バル企業と同様、現地監査法人に対し、国際関連サービス基準 (ISRS) 4400 や職業会計士倫理規定に適合した行動を求める Terms of Reference (ToR) を作成し、問題となり得る点について詳細な報告が即時になされるような体制を構築した数少ない国際機関である。また、効率的かつ正確な報告が常時提出されるよう、監査法人と直接契約が行われるような慣行を整備し、複数のプロジェクトの年間監査報告を、1つのグローバル監査法人が同時に行えるような体制を構築した。こうした先進的な体制を ITTO プロジェクト全体に適用することが 2020 年の理事会で決定された。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

理事会あるいはプロジェクト運営委員会の場において、日本から、適時のプロジェクト進捗報告及び最終報告書の提出について引き続き徹底するようこれまで呼び掛けてきている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
2	1	2	1.67	2	0.33	13
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
1	2	2	1.67	2	0.33	12

備考

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
1	0	1	0.67	1	0.33
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
0	1	1	0.67	1	0.33

備考

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由